



9月上旬から家屋調査を行います

固定資産税を適正に算出するため、家屋調査を実施します。固定資産税は、その家屋の評価により決まりますが、家屋調査はその評価を行うための大切なものです。

役場の税務住民課職員が期間中、調査のために敷地内に立ち入りさせていただくことがあります。調査員は常に職員証を携行していますので、不審に思ったときは提示を求めてください。

【次の場合、申告が必要です！】

☑不動産を取得したとき

家屋の新築、増築などにより不動産を取得したときは、地方税法により60日以内に東部県税務所に申告する義務があります。正当な事由なく申告をしなかった場合は、過料が課せられることがありますので、早めに申告を行ってください。申告に必要な書類は税務住民課にあります。住宅だけでなく、倉庫や車庫も評価の対象です。

☑家屋を取り壊したとき

「滅失の申告」を行ってください。12月28日（水）までに申告を行うことにより、課税台帳から削除され、次年度から課税されなくなります。

☑所有者が死亡したとき

相続人を代表して納税通知書等を受領する人を指定する「固定資産現所有者等届出書」を提出してください。

問合せ先 役場税務住民課 前川・小谷 ☎75-4117



マイナンバーカード交付申請書が届いていませんか？

マイナンバーカードをまだ持っていない人に、オンライン用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されています。スマートフォン等で申請書のQRコードを読み取ることで、簡単に申請ができます。マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月末までですので、早めの申請がおすすめです。（※1）（※2）

※1 以下の人には、交付申請書は送付されません。

- ① 75歳以上で、令和2年度又は令和3年度に後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている人
- ② 令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された人（出生時または転入時に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、個人番号通知書と一緒に交付申請書が送付されています）
- ③ 在留期間の定めのある外国人住民の人（地方出入国在留管理局でマイナンバーカードの交付申請などについてお知らせをしています）
- ④ 配偶者からの暴力（DV）ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者として、住民票の住所と異なる居所情報を登録している人



※2 郵送等での申請も可能です。

問合せ先 役場税務住民課 ☎75-4118